

様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係）

基礎的電気通信役務収支表

事業者名 東日本電信電話株式会社

2019年4月 1日から
2020年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条第1号及び第2号に掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用		営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
加入電話	基本料	166,729,477,091	188,502,121,316	128,273,179,063	60,228,942,253	△ 21,772,644,225
	緊急通報	-	174,736,496	173,325,121	1,411,375	△ 174,736,496
	小計	166,729,477,091	188,676,857,812	128,446,504,184	60,230,353,628	△ 21,947,380,721
第一種公衆電話	市内通信	469,015,818	2,467,046,487	2,375,075,427	91,971,060	△ 1,998,030,669
	離島特例通信	926,557	2,968,936	2,874,485	94,451	△ 2,042,379
	緊急通報	-	2,880,375	2,874,262	6,113	△ 2,880,375
	小計	469,942,375	2,472,895,798	2,380,824,174	92,071,624	△ 2,002,953,423
合計		167,199,419,466	191,149,753,610	130,827,328,358	60,322,425,252	△ 23,950,334,144

注1 加入電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第1号のイ・ハにそれぞれ定めるものとしております。
2 第一種公衆電話の市内通信・離島特例通信・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号のイ・ロ・ハにそれぞれ定めるものとしております。

第2表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	3,401,969,625	-	3,401,969,625	
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	301,572,553	-	301,572,553	
3 負担金	229,671,291	238,755,124	△ 9,083,833	
計	3,933,213,469	238,755,124	3,694,458,345	

基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注) 1. 基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。